

献血の同意説明書「4. 血液の有効利用について」の説明

1. はじめに

献血血液（検査用検体の残りや有効期限切れの製剤など）を研究に使用することで、①血液製剤の有効性・安全性の向上及び検査法の向上のほかに、②病気の診断・治療法の開発が促進され国民の健康状態の改善などに役立つ可能性があります。

そのため、献血血液を研究に使用することへのご理解をお願いしています。

2. 対象となる研究について

①血液製剤の有効性・安全性の向上及び検査法の向上を目的とした研究のほかに、②病気の診断・治療や国民の健康状態の改善（広く国民の公衆衛生の向上）を目的として行われる研究で、かつ献血血液を使用しないと実施が難しい研究が対象です。さらに外部の研究機関などから「献血血液の研究開発等での使用に関する指針」に基づき申請され、厚生労働省の委員会で承認された研究に限られます。これらの研究のために献血血液が外部研究機関などへ提供される際は、氏名や住所などの情報は切り離し、個人が特定できないようにします。

②の研究は、①に比べて広範囲で多岐に亘るため、その対象となる研究課題を裏面に記載しました。なお、研究の内容により遺伝子を解析することがあります。

3. あなたの利益・不利益について

研究に使用する献血血液は、上記2のように、氏名や住所など個人を特定できる情報と切り離して使用するため、あなたに不利益はありません。また、個人的に受ける利益もありません。

4. 同意と撤回について

献血血液を研究に使用することは、あなたの自由意思による同意に基づきます。同意をしないからといってあなたの不利益になることはありません。

また、同意は、献血血液が研究に使用される前であれば撤回することができます。ただし、早ければ、採血翌日に使用される場合があります。

同意の撤回を希望される場合は、受付の職員にお申し出いただくか、下記の連絡先までお電話をお願いします。

電話番号

無料 0120-〇〇-〇〇〇〇

この電話は24時間対応の受信専用録音電話です。
プッシュボタンによる採血番号等の入力はできません。

同意を撤回するためには、採血番号と生年月日の両方が必要です。
あなたの声でお知らせください。

※採血番号については、献血時にお渡しするチラシ（右写真）の
枠内に記載しております。